

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和5年9月

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和5年5月8日	広島県知事（般－3）第689号	蔵本建設(有)	蔵本 直行	広島県東広島市 河内町戸野211-5	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年5月8日	広島県知事（特－1）第25004号	広川エナス(株)	廣川 正和	広島県広島市西区 楠木町1-14-33	一部廃業	電
令和5年5月9日	広島県知事（般－4）第12784号	柏原物産(株)	柏原 教子	広島県広島市東区 温品2-8-35	一部廃業	土、と、石、鋼、舗、しゆ、機、水
令和5年5月9日	広島県知事（般－4）第13758号	(有)オクダ設備	奥田 泰志	広島県広島市佐伯区 五日市町大字石内1130	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年5月11日	広島県知事（般－4）第19468号	(有)富士ポンプ工業所	高橋 節夫	広島県福山市 南松永町2-19-27	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年5月12日	広島県知事（般－2）第30849号	日本グローバルサービス(株)	藤田 剛	広島県広島市南区 荒神町1-9-4F	一部廃業	左、筋、板、ガ、塗、防、絶、園、具
令和5年5月17日	広島県知事（般－4）第21867号	(有)新生工業	河野 雪保	広島県安芸郡海田町 大立町6-25	一部廃業	塗
令和5年5月17日	広島県知事（般－1）第39125号	(株)クリア	野田 晃弘	広島県広島市安佐南区 古市2-17-10	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年5月17日	広島県知事（般－30）第29886号	(株)Sunsテック	松島 孝喜	広島県広島市安芸区 船越南3-7-39	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年5月17日	広島県知事（般－4）第38666号	(株)ナカニシ工務店	中西 真一	広島県広島市安佐南区 山本新町5-19-27	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年5月24日	広島県知事（特－4）第3273号	長岡鉄工建設(株)	石妙 寿宏	広島県庄原市 上原町2612	一部廃業	管
令和5年5月26日	広島県知事（般－2）第25646号	ヤスタダ瓦工業(有)	安田 次郎	広島県福山市 駅家町大字上山守1324	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和5年5月26日	広島県知事（般－2）第22523号	ミドリ建設(有)	渡邊 稔	広島県福山市 金江町藁江1338-3	一部廃業	建、夕
令和5年5月30日	広島県知事（般－2）第36443号	(株)ケイシン	岡本 義明	広島県呉市 3-33-9	一部廃業	石、鋼、舗、しゆ、水、解